

避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針 (個別避難計画関係箇所の抜粋)

- 本項に基づき市町村の内部において具体的に想定される個別避難計画情報の利用用途としては、①個別避難計画情報の外部提供に関する本人又は避難支援等実施者の同意を得るための連絡、②防災訓練への参加呼びかけなど防災に関する情報提供、③災害時の情報伝達、避難支援、④災害時の安否確認・救助等が考えられる。
- なお、消防機関が、個人情報保護条例において別の実施機関である場合には、外部提供は同条第2項に基づくことになるため、条例による特別の定めや整備や同意の取得等円滑な運用が図られるように留意されたい。

5 避難支援等関係者への事前の個別避難計画情報の提供

改正災対法第四十九条の十五第二項

市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、避難支援等関係者に対し、個別避難計画情報を提供するものとする。ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、個別避難計画情報を提供することについて当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者及び避難支援等実施者（次項、次条及び第四十九条の十七において「避難行動要支援者等」という。）の同意が得られない場合は、この限りでない。

(1) 平常時と災害時の情報提供の趣旨

- 個別避難計画情報の外部提供については、避難行動要支援者及び避難支援等実施者の個人情報等を第三者である避難支援等関係者に対して提供することとなるため、当該計画情報を保護する観点から、平時においては、①災害に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、避難支援等関係者に提供されること、②ただし、条例に特別の定めがある場合を除き、提供について避難行動要支援者及び避難支援等実施者の同意が得られない場合は提供されないこととされている（同条第2項）。

一方で、災害時については、災害により避難行動要支援者の生命又は身体に具体的な危機が迫っている状況下では、個人情報等の利用による利益が当該情報の保護による利益に優越すると考えられるため、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る観点から、避難行動要支援者の同意を要しないこととされている（同条第3項）。

なお、個別避難計画の作成に係る同意を得ようとするときに併せて、外部提供について説明を行い、平時の外部提供についての同意を得ることが考えられる。

(2) 事前の個別避難計画情報等の提供の趣旨

- 本項に基づく個別避難計画情報の事前提供は、これを受領した民生委員等の地域の避難支援者が避難行動要支援者の災害時における避難方法や避難支援の内容等を事前に把握・検討し、個々の要支援者ごとに個別避難計画の実効性を高める準備をしておくことを可能とすることを主たる目的としたものである。
(令和3年通知第一Ⅱ1(3)②)
- 個別避難計画の情報について、災害の発生に備え、地域の実情に即して地域防災計画の定めるところにより、地域の社会福祉協議会や医師会、障害者団体、居宅介護支援事業者や相談支援事業者、自主防災組織、自治会、避難先の施設管理者等の避難支援等関係者に対して、事前の提供を促進する必要がある。
- 避難支援等関係者には、避難情報に関する制度改正、ハザードマップや避難行動要支援者名簿・個別避難計画の更新などの情報提供や情報共有をすることが重要である。
- 避難支援先となる避難所等は、あらかじめ受入れる避難行動要支援者に応じて受入れ準備を行うこと。

(3) 条例による特別の定めについて

- 本項に基づく個別避難計画情報の事前提供は、名簿と同様に、より積極的に避難支援を実効性のあるものとする等の観点から、平常時から個別避難計画情報を外部に提供できる旨を市町村が条例による特別の定めがある場合は、平常時からの提供に際し、本人及び避難支援等実施者の同意を要しないこととしているので、市町村の実情に応じ、このような対応も積極的に検討すること。

なお、個人情報保護条例に規定されている一般的な個人情報の外部提供に関する規定を根拠とする場合も、「当該市町村の条例に特別の定めがある場合」に該当するが(令和3年通知第一Ⅱ1(3)②)、令和3年5月に成立した「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」による改正個人情報保護法の施行(公布の日から起算して2年を超えない範囲において政令で定める日)後は、一般的な個人情報の外部提供は、個人情報保護条例でなく、改正個人情報保護法で規定されることとなることから、一般的な個人情報の外部提供に関する定めをもって、災害対策基本法における条例の特別の定めとすることはできなくなることに留意されたい。

- 改正個人情報保護法では、地方公共団体に関する個人情報保護の取扱

いについて規定されることとなるが、改正個人情報保護法が自治体の個人情報保護に関する一般法であるのに対し、個別避難計画の個人情報保護についての取扱いが特別法である災害対策基本法が優先されるため、改正個人情報保護法の施行後は、災害対策基本法第49条の15第2項の規定により、条例に特別の定めがある場合は、個別避難計画情報を提供することについて本人及び避難支援等実施者の同意を要しない。

(4) 条例による特別の定めがない場合の同意の取得について

- 個別避難計画情報の提供については、心身の機能の障害や移動の際の持出し品、移動時に必要な合理的配慮の内容等に関する情報を他者に知られることにより、避難行動要支援者やその家族等が社会生活を営む上で不利益を受けるおそれもあることから、平常時から行うものについては、事前に避難行動要支援者等の同意を得ることを必要としている。

避難支援等実施者についても自らの氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先が他者に知られることになるため、事前に同意を得ることを必要としている。

この際、「同意」とは、口頭によるものと書面によるものとを問わないが、状況に照らし本人が実質的に同意していると判断できることが必要となる。

なお、要支援者本人が未成年者、成年被後見人等であって、個人情報の取扱いに関して同意したことによって生ずる結果について判断できる能力を有していない場合などは、親権者や法定代理人等から同意を得ることにより、個別避難計画情報の外部提供を行うこととして差し支えない。

- 個人情報の提供を懸念する避難行動要支援者に対しては、避難支援等実施者に提供する個人情報の範囲を絞ることが、避難行動要支援者の懸念の払拭、外部提供の同意や個別避難計画の作成の促進につながる場合もあることに留意すること。
- 平常時から、避難行動要支援者に自宅の災害リスク等についてハザードマップ等を通じて確認していただくことや、避難支援の必要性に関する啓発活動などを通じて、個別避難計画の外部提供への同意を得ることに取り組むことが必要である。
- 地区防災計画の素案を定めようとする地区内の避難行動要支援者に個別避難計画が作成されている場合には、素案を作成しようとする地区防災計画の内容が当該避難行動要支援者の避難支援等に資するものである場合、法第49条の11第2項又は法第49条の15第2項に基づき、地区防災計画の素案の作成に係る者を地域防災計画において避難支援等関係者として位置づけ、当該避難行動要支援者に係る個別避難計画情報を提供することが考えられる。

(5) 個別避難計画情報の提供先

- 本項で個別避難計画情報の提供先とした主体は、避難支援等関係者であるが、市町村においては、要支援者の人数や所在、必要な避難支援の態様など地域の実情を適切に勘案しつつ、個別避難計画情報の提供先及び方法を地域防災計画に定めるよう取り計らわれたい。

(6) 「必要な限度」について

- 個別避難計画情報の外部提供に当たっては、避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有・利用されることがないように、「避難支援等の実施に必要な限度」で提供することが原則である。例えば、市町村内の一地区の自主防災組織に対して市内全体の個別避難計画情報を提供することは、実際の避難支援等に活用され得ない情報までをも含んだものとして、「必要な限度」を逸脱するものと考えられる。
- 一方、災害時の避難支援等には直接携わらないものの、個別避難計画に係る避難支援等実施者に事故があった場合の対応に関する事前検討を通じて間接的に避難支援等に関与する者に個別避難計画情報を提供すること等は、ここでいう「必要な限度」に含まれる。

(7) 個別避難計画情報の提供の在り方

- 更新を行った場合には、避難支援等関係者や避難先の施設管理者等に必要に応じて、更新された個別避難計画情報を提供すること。
- 個別避難計画情報の提供と合わせて避難情報に関する制度改正、ハザードマップ、個別避難計画情報などの避難支援等の実施に必要・有効な情報を提供することが考えられる。

個別避難計画の様式例(表)

氏名 ※児童の場合は（ ）で保護者の氏名を記入			
生年月日		年齢	
住所又は 居所			
性別	男 ・ 女	電話番号	
携帯番号		FAX番号	
メール アドレス			
同居家族等			
避難場所	名 称		
	住 所		
緊急時の 連絡先①	フリガナ		
	氏名（団体名）		
	住 所		
	連絡先	電話番号 1 : 電話番号 2 : メールアドレス : その他 :	
緊急時の 連絡先②	フリガナ		
	氏名（団体名）		
	住 所		
	連絡先	電話番号 1 : 電話番号 2 : メールアドレス : その他 :	
避難支援 等実施者 情報①	フリガナ		
	氏 名 (団体名及び代表者)		
	住 所		
	連絡先	電話番号 1 : 電話番号 2 : メールアドレス : その他 :	
避難支援 等実施者 情報②	フリガナ		
	氏 名 (団体名及び代表者)		
	住 所		
	連絡先	電話番号 1 : 電話番号 2 : メールアドレス : その他 :	

※これは例であり、地域において様式に記載すべき事項を検討した上で、各市町村において様式を作成し、利用すること。
 ※特に記載が必要な内容事項がない場合「なし」や「－」と記載等 することにより足りるものとする。

個別避難計画の様式例（裏）

避難時に 配慮しなくて はならない 事項	(あてはまるものすべてに☑) ☐介護保険の認定を受けている【要介護状態区分： 】 ☐手帳所持【障害名： 等級： 】 ☐難病の特定医療費、小児慢性特定疾病医療費の支給認定を受けている ☐医療機器の装着等をしている ☐立つことや歩行ができない ☐音が聞こえない（聞き取りにくい） ☐物が見えない（見えにくい） ☐言葉や文字の理解がむずかしい ☐危険なことを判断できない ☐顔を見ても知人や家族とわからない ☐その他
特記事項	
避難支援時の留意事項	

※これは例であり、地域において様式に記載すべき事項を検討した上で、各市町村において様式を作成し、利用すること。
※特に記載が必要な内容事項がない場合「なし」や「－」と記載等 することで足りるものとする。

個別避難計画の作成・更新・提供に関し避難行動要支援者の同意を得るための様式例

令和△△年□月◇◇日

個別避難計画は、高齢者や障害者等などの避難行動要支援者の名簿である避難行動要支援者名簿に掲載される方お一人ごとに、避難支援を行う人や避難先等を記載等した計画です。この計画は、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図るために作成するものです。作成に当たっては、作成に必要な範囲で、避難支援等実施者の候補者や避難先の候補施設の施設管理者などの関係者に、名簿情報を提供します。

個別避難計画の完成後は、①平常時は避難支援等関係者に、②災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に、個別避難計画情報を提供します。

以上のことを承知し、個別避難計画の作成に同意することにより、避難行動要支援者（あなた）は、避難支援等実施者から災害が発生し、又は、発生するおそれがある場合における避難行動の際の支援を受ける可能性が高まりますが、避難支援等実施者自身やその家族などの安全が前提のため、同意によって、災害時の避難行動の支援が必ずなされることを保証するものではなく、また、避難支援等実施者などの関係者は、法的な責任や義務を負うものではありません。

上記の内容を理解し、避難の支援、安否の確認、その他の生命又は身体を災害から保護を受けるために、

個別避難計画を作成・更新することに、

- ☐ 同意します
- ☐ 趣旨を十分理解した上で、同意しません
- ☐ 同意するかを判断するために、市町村からの詳細な説明を求めます
⇒☐ 同意します

個別避難計画を提供することに、

- ☐ 同意します
- ☐ 趣旨を十分理解した上で、同意しません
- ☐ 同意するかを判断するために、市町村からの詳細な説明を求めます
⇒☐ 同意します

署名

個別避難計画の記入例（例３－１）（表）

氏名 ※児童の場合は（ ）で保護者の氏名を記入		ボウイ カル 防災 かおる	
生年月日	昭和△年△月△日	年齢	△歳
住所又は 居所	東京都□□区□□△-△		
性別	男 ・ 女	電話番号	03-△-△
携帯番号	090-△-△	FAX番号	なし
メール アドレス	◇◇◇@◇.jp		
同居家族等	なし		
避難場所	名 称	□区立□小学校	
	住 所	東京都□□区□□-△	
緊急時の 連絡先①	フリガナ	ボウイ ハコ	
	氏名（団体名）	防災 花子	
	住 所	東京都□□区□□-△	
	連絡先	電話番号１：03-△-△ 電話番号２： メールアドレス：なし その他：不在時は携帯へ 090-△-△	
緊急時の 連絡先②	フリガナ		
	氏名（団体名）		
	住 所		
	連絡先	電話番号１： 電話番号２： メールアドレス： その他：	
避難支援 等実施者 情報①	フリガナ	■チヂ ショウ カイツキ チク 仔叻	
	氏 名 (団体名及び代表者)	■地区自主防災組織 会長 地区 一郎	
	住 所	東京都□□区□□-△	
	連絡先	電話番号１：080-△-△ 電話番号２： メールアドレス：◇◇@◇ その他：	
避難支援 等実施者 情報②	フリガナ		
	氏 名 (団体名及び代表者)		
	住 所		
	連絡先	電話番号１： メールアドレス： その他：	

※これは例であり、地域において様式に記載すべき事項を検討した上で、各市町村において様式を作成し、利用すること。
 ※特に記載が必要な内容事項がない場合「なし」や「－」と記載等 することで足りるものとする。

個別避難計画の記入例（例3－1）（裏）

避難時に 配慮しな くはなら ない事項	(あてはまるものすべてに☑) ☐ 介護保険の認定を受けている【要介護状態区分： 】 ☒ 手帳所持【障害名：視覚障害 等級：３級 】 ☐ 難病の特定医療費、小児慢性特定疾病医療費の支給認定を受けている ☐ 医療機器の装着等をしている ☐ 立つことや歩行ができない ☒ 音が聞こえない（聞き取りにくい） ☒ 物が見えない（見えにくい） ☐ 言葉や文字の理解がむずかしい ☐ 危険なことを判断できない ☐ 顔を見ても知人や家族とわからない ☐ その他 { }
特記事項	・自宅は浸水想定区域内である（最大浸水３ｍ） ※特記事項は、法第49条の14第３項第３号に基づき、市町村長が必要と判断した事項を、必要に応じて記載等することが考えられる。 例：自宅で想定されるハザードの状況、心身の身体的な状況、普段いる部屋、寝室の位置、不在時の目印、避難済の目印、自宅で想定されるハザードの状況、移動の際の持出し品等 ※特に記載等がない場合、「なし」や「－」と記載等することで足りるものとする。 ※改正法施行前に作成された個別避難計画について、改正法に基づく計画とするため追記する場合、準備されている欄では不足する際には、欄外に記載等しても差し支えないと考えられる。（必ずしも様式の変更をしなくても良いと考えられる。）
避難支援時の留意事項	・ご本人は弱視であり、耳も聞こえにくい状況 ※避難支援時の留意事項については、避難場所や避難経路の浸水想定区域や土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域、狭隘部、急勾配、段差等 ※必要に応じて「避難場所等情報」に変更し記載等することも想定される。その際は、避難所の位置や自宅からの経路を地図に記載等し、移動するまでの注意点等の記入。 ※特に記載等が必要な場合、「なし」や「－」と記載等することで足りるものとする。

※これは例であり、地域において様式に記載すべき事項を検討した上で、各市町村において様式を作成し、利用すること。
※特に記載が必要な内容事項がない場合「なし」や「－」と記載等 することで足りるものとする。

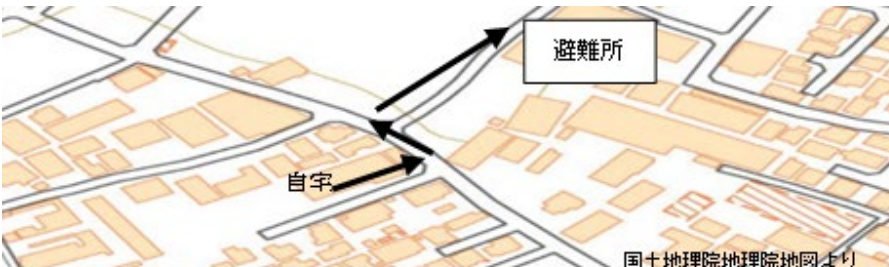
個別避難計画の記入例（例３－２）（表）

氏名 ※児童の場合は（ ）で保護者の氏名を記入		ボウイ 知 防災 太郎	
生年月日	昭和△年△月△日	年齢	△歳
住所又は 居所	東京都□□区□□△-△		
性別	男・女	電話番号	03-△-△
携帯番号	090-△-△	FAX番号	なし
メール アドレス	◇◇@◇.jp		
同居家族等	なし		
避難場所	名 称	□区立□中学校	
	住 所	東京都□□区□□-△	
緊急時の 連絡先①	フリガナ	ボウイ ハコ	
	氏名（団体名）	防災 花子	
	住 所	東京都□□区□□-△	
	連絡先	電話番号 1：03-△-△ 電話番号 2： メールアドレス：なし その他：不在時は携帯へ 090-△-△	
緊急時の 連絡先②	フリガナ	ボウイ 一郎	
	氏名（団体名）	防災 一郎	
	住 所	千葉県□□市□□-△	
	連絡先	電話番号 1：03-△-△ 電話番号 2： メールアドレス：なし その他：不在時は携帯へ 090-△-△	
避難支援 等実施者 情報①	フリガナ	チク 知	
	氏 名 (団体名及び代表者)	地区 太郎	
	住 所	東京都□□区□□-△	
	連絡先	電話番号 1：080-△-△ 電話番号 2： メールアドレス：◇◇@◇ その他：	
避難支援 等実施者 情報②	フリガナ	ケンウ サク	
	氏 名 (団体名及び代表者)	健康 桜子	
	住 所	東京都□□区□□-△	
	連絡先	電話番号 1：090-△-△ 電話番号 2： メールアドレス： その他：	

※ 代理記入が必要な場合は
児童の場合と同様の取り扱い
を行うことが考えられる。

※これは例であり、地域において様式に記載すべき事項を検討した上で、各市町村において様式を作成し、利用すること。
※特に記載が必要な内容事項がない場合「なし」や「－」と記載等 することで足りるものとする。

個別避難計画の記入例（例３－２）（裏）

避難時に 配慮しな くはなら ない事項	(あてはまるものすべてに☑) ☒ 介護保険の認定を受けている【要介護状態区分：要介護3】 ☐ 手帳所持【障害名 等級：】 ☐ 難病の特定医療費、小児慢性特定疾病医療費の支給認定を受けている ☐ 医療機器の装着等をしている ☒ 立つことや歩行ができない ☒ 音が聞こえない（聞き取りにくい） ☐ 物が見えない（見えにくい） ☐ 言葉や文字の理解がむずかしい ☐ 危険なことを判断できない ☐ 顔を見ても知人や家族とわからない ☐ その他
特記事項 自宅で想定 されるハザ ード状況・ 常備薬の有 無等	・車椅子での生活（自操可） ・自宅マンション1階、想定最大規模の洪水が発生した場合、ハザードマップでは2階まで浸水してしまうエリアである（□□川の洪水） ・常備薬は□□に保管。かかりつけ医は□□、主治医〇〇先生 ・左耳が聞き取りにくい、話をするときは右側から ・電話を使うことができる ・寝室はトイレの横の部屋
避難支援時の留意事項	
記入例3-1より詳しい内容を記載。 市町村が予め特記事項に必要な内容を 決めている想定。	・□□区水害ハザードマップ△ページ参照 ・避難所は自宅より徒歩5分程度 ・避難所（□□中学校）の前の道には段差があり注意が必要 ・避難所（□□中学校）にはEVあり ・避難経路 自宅⇒〇〇信号を左折⇒〇〇交差点を右折⇒直進⇒□中学校正門
 記入例3-1より詳しい内容を記載。 自宅から避難所までの経路図や留意事項を 記載している。	

※これは例であり、地域において様式に記載すべき事項を検討した上で、各市町村において様式を作成し、利用すること。
※特に記載が必要な内容事項がない場合「なし」や「－」と記載等 することで足りるものとする。

個別避難計画の作成・更新・提供に関し避難行動要支援者の同意を得るための様式例

令和△△年□月◇◇日

個別避難計画は、高齢者や障害者等などの避難行動要支援者の名簿である避難行動要支援者名簿に掲載される方お一人ごとに、避難支援を行う人や避難先等を記載等した計画です。この計画は、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図るために作成するものです。作成に当たっては、作成に必要な範囲で、避難支援等実施者の候補者や避難先の候補施設の施設管理者などの関係者に、名簿情報を提供します。

個別避難計画の完成後は、①平常時は避難支援等関係者に、②災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に、個別避難計画情報を提供します。

以上のことを承知し、個別避難計画の作成に同意することにより、避難行動要支援者（あなた）は、避難支援等実施者から災害が発生し、又は、発生するおそれがある場合における避難行動の際の支援を受ける可能性が高まりますが、避難支援等実施者自身やその家族などの安全が前提のため、同意によって、災害時の避難行動の支援が必ずなされることを保証するものではなく、また、避難支援等実施者などの関係者は、法的な責任や義務を負うものではありません。

上記の内容を理解し、避難の支援、安否の確認、その他の生命又は身体を災害から保護を受けるために、

個別避難計画を作成・更新することに、

☒ 同意します

☐ 趣旨を十分理解した上で、同意しません

☐ 同意するかを判断するために、市町村からの詳細な説明を求めます

⇒☐ 同意します

個別避難計画を提供することに、

☒ 同意します

☐ 趣旨を十分理解した上で、同意しません

☐ 同意するかを判断するために、市町村からの詳細な説明を求めます

⇒☐ 同意します

作成・更新の同意欄、情報提供の同意欄の2か所それぞれにチェックし、氏名を記入する。

個別避難計画作成の同意については、

- ① 市町村で記載等できる項目を入力した状態で避難行動要支援者に確認する方法
- ② 事前に同意をいただき記入を開始する方法等が考えられる。

署名 防災 太郎

第3 発災時における個別避難計画の活用

発災時における個別避難計画の活用に当たって留意すべき事項は、以下のとおりである。

1 避難のための情報伝達

災対法第五十六条第一項

市町村長は、法令の規定により災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、自ら災害に関する予報若しくは警報を知ったとき、法令の規定により自ら災害に関する警報をしたとき、又は前条の通知を受けたときは、地域防災計画の定めるところにより、当該予報若しくは警報又は通知に係る事項を関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達しなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、住民その他関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をすることができる。

改正災対法第五十六条第二項

市町村長は、前項の規定により必要な通知又は警告をするに当たっては、要配慮者に対して、その円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう必要な情報の提供その他の必要な配慮をするものとする。

(1) 警戒レベル3 高齢者等避難の発令・伝達

- 「警戒レベル3 高齢者等避難」は、災対法第56条第2項を根拠規定としており、市町村長が、避難に時間を要する高齢者等の要配慮者が安全に避難できるタイミング等の早めの避難を促すための情報提供をするなど、要配慮者が円滑かつ迅速に避難できるよう配慮することとしている。この規定に基づき、市町村長は警戒レベル3 高齢者等避難を発令し、避難に時間を要する高齢者等の避難を促すこととなる。
- 警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて5段階に分類した「居住者等がとるべき行動」と、その「行動を促す情報」（避難情報等：市町村が発令する避難情報と気象庁が発表する注意報等）とを関連付けるものである。「高齢者等避難」と関連付けられる警戒レベルは、「警戒レベル3」であり、居住者等がとるべき行動等は次のとおり。
 - ・居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等（※）は避難
 - ※ 避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者的高齢者及び障害者等、及びその人の避難を支援する者。

高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせて始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングとなる。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。

- 市町村は、災害時に避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう「避難情報に関するガイドライン」を参考に、避難情報の発令及び伝達に関する事項を地域防災計画に定めた上で、災害時において適時適切に発令及び伝達すること。
- 警戒レベル等は、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難に当たって重要な情報である。避難行動要支援者の中には避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動の準備を行うことが可能な者もいる。
そのため、避難支援等関係者が個別避難計画情報を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達に当たっては、
 - ・高齢者や障害者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人一人に的確に伝わるようにすること
 - ・同じ障害であっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意すること
 - ・高齢者や障害者等に合った、必要な情報を選んで流すことなど、その情報伝達について、特に配慮すること。

(2) 多様な手段の活用による情報伝達

- 災害時、特に津波警報等の発表時においては、緊急かつ着実な避難指示が伝達されるよう、各種情報伝達の特徴を踏まえ、防災行政無線（個別受信機）や広報車による情報伝達に加え、携帯端末等を活用し、緊急速報メールを活用するなど、複数の手段を有機的に組み合わせること。
また、避難行動要支援者の中には、避難行動に必要な情報を入手できれば、自力で避難行動をとることができる者もいる。多様な情報伝達的手段を用いることは、避難支援等関係者の負担を軽減することにもつながることから、市町村においては、多様な情報伝達的手段を確保すること。
さらに、避難行動要支援者自身が情報を取得できるよう、日常的に生活を支援する機器等への災害情報の伝達も活用するなど、多様な手段を活用して情報伝達を行うこと。

<情報伝達の例>

○聴覚障害者

- ・FAXによる災害情報配信
- ・聴覚障害者用情報受信装置

- ・戸別受信機（表示板付き）
 - ・プラカード
 - ・津波フラッグ（津波に限る。）による視覚的な情報伝達
 - ・個別訪問
 - 視覚障害者
 - ・受信メールを読み上げる携帯電話
 - ・戸別受信機
 - ・放送や拡声器等を使用した呼びかけ
 - ・個別訪問
 - 肢体不自由者
 - ・フリーハンド用機器を備えた携帯電話
 - その他
 - ・メーリングリスト等による送信
 - ・字幕放送・解説放送（副音声や2ヵ国語放送など2以上の音声を使用している放送番組：音声多重放送）・手話放送
 - ・SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等のインターネットを通じた情報提供
 - ・やさしい日本語による情報提供（ホームページ、SNS、デジタルサイネージ、ハンドブック等）多言語による情報提供（※）
- ※ 多言語による防災情報の提供については、多言語で情報発信するアプリケーション（Safety tips 等）や行政機関（気象庁や市町村等）のホームページ等における防災情報の多言語化が重要である。その上で、その利用を市町村内の外国人に周知することが望ましい。周知方法として、例えば、市町村から外国人向けに以下のパンフレットの配布及びホームページ・SNS等での紹介等が考えられる。

<災害時に便利なアプリと WEB サイト（多言語）>

<http://www.bousai.go.jp/kokusai/web/index.html>

<外国人のための減災のポイント（やさしい日本語及び多言語 QR コード）>

<http://www.bousai.go.jp/kyoiku/gensai/index.html>

2 避難行動要支援者の避難支援

改正法第四十九条の十五第一項

市町村長は、避難支援等の実施に必要な限度で、前条第一項の規定により作成した個別避難計画に記載し、又は記録された情報（以下「個別避難計画情報」という。）を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

改正法第四十九条の十五第二項

市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、避難支援等関係者に対し、個別避難計画情報を提供するものとする。ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、個別避難計画情報を提供することについて当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者及び避難支援等実施者（次項、次条及び第四十九条の十七において「避難行動要支援者等」という。）の同意が得られない場合はこの限りでない。

改正法第四十九条の十五第三項

市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、個別避難計画情報を提供することができる。この場合においては、個別避難計画情報を提供することについて当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者等の同意を得ることを要しない。

第五十条第二項

指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害応急対策の実施の責任を有する者は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分配慮して、災害応急対策を実施しなければならない。

（１）個別避難計画の活用方法

- 個別避難計画は、避難支援、安否確認、発災後の生活支援等の用途があり、そうした用途も踏まえ、状況に応じて適切に活用することが重要である。

(2) 避難支援等関係者等の対応原則

第五十条第二項

指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害応急対策の実施の責任を有する者は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分配慮して、災害応急対策を実施しなければならない。

- 避難支援等関係者は、避難行動要支援者の避難支援等については、個別避難計画に基づいて避難支援等を行うこと。
- 個別避難計画については、計画に基づく避難支援等が必ず実施されることを保証するものではない。このことから、計画作成主体である市町村や、福祉専門職や社会福祉協議会など個別避難計画の作成事務の一部を受託等した者、民生委員や自主防災組織など個別避難計画作成等関係者、避難行動要支援者の避難を支援する者等に対し、その結果について法的な責任や義務を負わせるものではなく、あくまで避難の円滑化や避難行動への支援の可能性を高める性格のものとして周知することが適当である。

(3) 避難支援等関係者等の安全確保の措置

- 避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提である。そのため、市町村等は、避難支援等関係者等が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮すること（法50条第2項）。
- 地域において、避難の必要性や個別避難計画の意義、あり方を自主防災組織や自治会などの地域の関係者に説明するとともに、地域で避難支援等関係者等の安全確保の措置を決めておくこと。

避難支援は避難しようとする人を支援するものであり、避難行動要支援者本人が、想定される災害の状況を正しく認識し、避難が必要であることや無事に避難し得ること等の理解は、平常時に個別避難計画情報の提供に係る同意を得る段階で得ておくこと。

避難支援等関係者等の安全確保の措置を決めるに当たっては、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体で話し合っ、ルールを決め、計画を作り、周知することが適切である。その上で、一人一人の避難行動要支援者に避難行動要支援者名簿制度の活用や意義等について理解してもらうこととあわせて、避難支援等関係者等は全力で助けようとするが、助けられない可能性もあることを理解してもらうこと。

○ 消防団が行う避難誘導等の活動に携わる団員の安全を確保するため、津波到達時間に応じて活動時間を判断するなど退避ルールを定めている例もあることから、このような事例も参考に、地域の実情も踏まえ、個別避難計画に基づき避難の支援をする者の安全確保を図ることが重要である。

○ 個別避難計画の実施は、避難行動要支援者名簿に基づく避難支援等と同様の行為であると考えられるため、個別避難計画の実施において負傷等万一のことがあった場合も、避難行動要支援者名簿に基づく避難支援等があった場合と同様に、災対法に基づく補償の対象となる。

(参考)

○ 名簿情報の提供を受けた避難支援等関係者（公務災害補償等の対象者を除く。）が、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難支援等を実施するため緊急の必要があると認められるときに、避難支援等に従事したことにより、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合は、災対法第65条第1項、第84条第1項に基づき損害補償の対象となる。（平成27年2月19日付け事務連絡（内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者行政担当）付・消防庁国民保護・防災部防災課））

○ 避難を支援する者や避難行動要支援者に負傷等万一のことがあった場合には、災害との因果関係など所要の要件を満たす場合には、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく支給や貸付の対象となる。

○ 現状、避難訓練などの際には、民間の保険を活用し、負傷等万一の際に備えている例もあることから、このような事例を参考に、個別避難計画に基づく避難支援等においても、負傷等万一の場合の補償や損害賠償等に備えることが考えられる。

○ こうした負傷等万一のことがあった場合の整理について、個別避難計画に避難を支援する者として記載等することの了解を得るためにも、分かりやすく説明していくことが重要である。

(4) 個別避難計画情報の提供による避難支援

改正災対法第四十九条の十五第三項

市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、個別避難計画情報を提供することができる。この場合においては、個別避難計画情報を提供することについて当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者等の同意を得ることを要しない。

① 不同意者を含む個別避難計画の提供

- 個別避難計画を作成している者は、個別避難計画に基づき避難支援がなされることが基本である。
- 本項は、災害により避難行動要支援者の生命又は身体に具体的な危険が迫っている状況下においては、個人情報の利用による利益が個人情報の保護による利益に優越するとの判断に基づき、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合であって、避難行動要支援者の生命・身体を保護するために特に必要があると認めるときは、市町村長は、避難行動要支援者等の同意を得ることを要せずに、個別避難計画情報を外部提供できることを定めたものである。
災害時には、第2項による事前提供と同様の「避難支援等関係者」や（地域防災計画に避難支援等関係者として定めていない場合でも）「その他の者」として、避難支援等への協力が得られる企業や団体にも提供が可能である。
（令和3年通知第一Ⅱ1（3）③）

- 作成した個別避難計画を適切に活用し、避難行動要支援者の生命・身体を災害から保護するために、個別避難計画情報が地域の支援者等にも適切に提供され、個別避難計画情報が最大限活用されるよう、災害時の市町村外部への提供について、各市町村においては適切に対応することが重要である。そのため、市町村長は、避難支援等関係者への情報提供に同意していない者についても、避難支援等関係者その他の者に対し、可能な範囲で支援を行うよう協力を求めることができることとなっている。
- 本項に基づく個別避難計画情報の外部提供は、発災時等であれば無条件に認められるものではない。例えば、大雨で河川が氾濫するおそれがある場合に、浸水予想区域内にいる避難行動要支援者の個別避難計画情報を同意なく外部提供することは本項の趣旨に合致すると考えられるが、およそ浸水の可能性がない地区に居住する避難行動要支援者の分までも同意なく一律に提供するようなことは適当でない。

市町村においては、本項の趣旨を十分に踏まえ、予想される災害の種別や規模、予想被災地域の地理的条件や過去の災害経験等を総合的に勘案し、「避難行動要支援者の生命・身体を保護するために特に必要がある」か否かを適切に判断するよう留意されたい。

② 個別避難計画情報の提供先

- 地域防災計画で定められる「避難行動要支援者」（消防機関、自主防災組織等）のほか、避難支援等の実施等に必要な限度で、「その他の者」として、災害発生後に被災地に派遣された自衛隊の部隊や他の都道府県警察からの応援部隊、避難支援等への協力が得られる企業や団体、さらには、避難行動要支援者の安否確認を迅速に行うため、福祉事業者、障害者団体等に個別避難計画情報を提供することが考えられる。

3 避難先に到着して以降の避難行動要支援者への対応

発災時に助かった避難行動要支援者の命が、その後の避難生活において配慮が足りなかったために失われるといったことがないように留意する必要がある。そのため、地域の実情や特性を踏まえつつ、以下の事項を参考としながら、避難後の避難行動要支援者の支援を行う必要がある。

（１）避難先へ到着時の対応

- 避難所に到着した際に、避難行動要支援者の個別避難計画情報が、避難支援等実施者と避難先等の施設管理者等の間で、引継が確実に行われるよう、その方法等について、あらかじめ個別避難計画に記入しておくことも考えられる。

その際、服用薬、通所先、通院先、担当ケアマネジャー、担当医などの情報が個別避難計画に記載等されている場合は、避難生活の支援に有用と考えられる。

（２）避難行動要支援者の他の避難所等への移送

- 避難行動要支援者が他の避難所等へ移送されることが必要なときには、当該避難行動要支援者を一時的に避難したところから速やかに指定福祉避難所等へ移送できるよう、あらかじめ移送に係る事業者と避難行動要支援者の移送について協定を結び、作成・活用方針等に定めることが考えられる。

これは不測の事態等により、個別避難計画を作成したときに予定した避難先に到着できなかった等の場合に、一時的に避難したところから指定福祉避難所等へ移動が必要となる場合などを想定

している。

- 発災後は、避難行動要支援者の移送の責任者となった者が中心となり、あらかじめ定めた作成・活用方針等に基づき、避難行動要支援者を移送することが適切である。

(3) 避難先へ到着後の対応

- 避難先等に到着して以降の局面については、市町村が、被災者支援に関するアセスメント調査票や被災者台帳も活用して要配慮者の情報を防災・福祉・保健・医療などの各分野の関係者で共有し、関係各分野の施策や取組を連携させて支援することが重要である。

具体的には、関連施策である、①都道府県保健医療調整本部による対応、②災害派遣福祉チーム(DWAT)による対応、③被災者見守り・相談支援事業、④地域福祉計画に基づく対応、⑤居宅介護支援事業者や相談支援事業者等の福祉事業者による業務継続計画に基づく対応などと関連づけていく必要がある。

- なお、このような各種の被災者支援の情報連携の中核となる被災者台帳の作成等を支援するシステム導入を推進するため、令和2年度第3次補正予算・令和3年度当初予算において、各自治体が共同利用できるクラウド上で、住民情報と被災情報を連携して被災者支援に活用することを可能とする被災者支援のための基盤的なシステムについて、市町村とも連携し、検証実験を行いつつ開発することとしている。

本システムの導入により、クラウド上で動作するシステムの活用、罹災証明書等のオンライン申請やコンビニ交付、マイナンバーカードを活用した避難所の入退所管理等が可能となり、市町村の業務の円滑化・効率化、被災者支援手続きの迅速化や被災者の負担軽減が期待されることから、各市町村においては、本事業を踏まえたシステム導入についても検討されたい。

- 個別避難計画に基づき、避難行動要支援者の避難を実施する際に、避難支援等関係者から市町村（個別避難計画の担当部署）に連絡を行うことは、避難行動要支援者の安否確認、災対法第49条の15第3項に基づく個別避難計画の外部提供の必要性の判断などに役立つと考えられる。避難支援等実施者から市町村への連絡を行う時機は、

避難行動要支援者の避難開始、避難先への到着などの時点で、その旨連絡することが考えられる。連絡の実施を確実なものとするためには、個別避難計画を作成する際や避難訓練などの機会にあらかじめ定めておくことにより確実な実施が可能となる。

避難行動要支援者の避難及び個別避難計画の実施状況を把握することにより、事後検証が可能となり、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の取組の改善が図られ、避難行動要支援者の避難の実効性を高めることにもつながる。

第4 個別避難計画情報を提供する場合における配慮及び秘密保持義務

1 個別避難計画情報を提供する場合における配慮

改正法第四十九条の十六

市町村長は、前条第二項又は第三項の規定により個別避難計画情報を提供するときは、地域防災計画の定めるところにより、個別避難計画情報の提供を受ける者に対して個別避難計画情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者等及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 発災時に、本人の同意の有無に関わらず、緊急に個別避難計画情報を提供する場合、あらかじめ地域防災計画において定められた避難支援等関係者のみならず、平常時から個別避難計画情報を保有していない者に対しても個別避難計画情報を提供することが考えられる。そのため、これらの者が適正な情報管理を図るよう、市町村は、必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされている（法49条の16）。

- 本法に基づく個別避難計画情報の外部提供は、避難行動要支援者に対する避難支援等に必要な範囲内で、消防機関や警察機関等の行政機関、民生委員等の個人、市町村社会福祉協議会や自主防災組織等の民間団体に対して幅広く行われることとなる。

この際、個別避難計画情報の取扱いについては、個人単位では守秘義務を課すことにより秘密保持を図ることとしている（法第49条の17）が、個別避難計画情報が不用意に外部漏えいする危険性を最小化するためには、このような個人単位での措置はもとより、個別避難計画情報を受け取る団体そのものにおいても、個別避難計画情報を取り扱う職員を必要最小限に限定するなど、個別避難計画情報の管理に関し組織単位で適切な措置を講じられることが求められる。

このため、名簿情報の取扱いと同様に、個別避難計画情報の取扱いについてもその適正管理に万全を期す観点から、個別避難計画情報の受領者個人に対する守秘義務と両輪をなすものとして、市町村長に対し、個別避難計画情報の漏えい防止のために必要な措置を講じることが個別避難計画情報の提供先に求めるなど個人の権利利益の保護に必要な措置を講ずるよう努めることを義務付けるものである。

（令和3年通知第一Ⅱ1（4））

①努力義務の内容

本条に基づき市町村長に課せられる努力義務は、個別避難計画情報を外部提供する際に、その提供先に対して個別避難計画情報の漏えい防止等に必要な措置を講じるよう求めることなど、避難行動要支援者等と避難行動要支援者の家族等の権利利益を保護するために必要な措置を講じることである。なお、本条に基づく努力義務は、発災時に緊急に個別避難計画情報を提供する場合も対象としているが、平常時から個別避難計画情報を保有しない者に対する個別避難計画情報の提供についても本条の対象としているのは、使用後の個別避難計画情報の廃棄・返却等について求めることも念頭に置いたものである。

「個別避難計画情報の漏えいの防止のために必要な措置」としては、次のようなことが考えられる。

<市町村が講ずる措置例>

- ・ 個別避難計画には避難行動要支援者名簿と同様に避難行動要支援者の秘匿性の高い個人情報も含まれるため、個別避難計画情報は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供すること
- ・ 個別避難計画情報の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で個別避難計画情報を取扱う者を限定するよう説明すること
- ・ 市町村内の一地区の自主防災組織に対して市内全体の個別避難計画情報を提供しないなど、避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有、利用されないよう説明すること
- ・ 災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明すること
- ・ 施錠可能な場所への個別避難計画情報の保管を行うよう依頼すること
- ・ 受け取った個別避難計画情報を必要以上に複製しないよう説明すること
- ・ 個別避難計画情報の取扱状況の報告を求めること
- ・ 平常時から個別避難計画情報を保有しない者に対して災害時に提供する場合は、使用後に個別避難計画情報の廃棄・返却等を求めることの取扱いを説明すること
- ・ 個別避難計画情報の提供先に対し、個人情報の取扱いに関する研修を開催すること

また、「その他の当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者

等及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置」としては、受領した個別避難計画情報を避難支援等以外の目的のために使用することを禁止することのほか、個別避難計画情報の適正な管理を促進するため、市町村において個別避難計画情報の提供先を対象とした研修を実施すること等も想定される。

なお、個別避難計画情報の提供先に対してどのような情報管理措置を求めるかは、提供する個別避難計画情報の量や提供方法（紙媒体・電子媒体の別）、受領者の特性（行政機関・民間団体の別や個人情報保護条例等の適用の有無）等を総合的に勘案して判断すべきであることから、その具体的な内容については地域防災計画で定めることとしている。このため、市町村においては、個別避難計画情報の提供先を地域防災計画に定めるのにあわせて、個別避難計画情報の提供先に対して求める情報管理措置の内容等についても一体的に定めることが適当である。

② 市町村内における個別避難計画情報の適正管理

本条は、市町村が外部の避難支援者に個別避難計画情報を提供する場合の努力義務を規定したものであるが、市町村内部においても個別避難計画情報が、名簿情報と同様に適正に管理されるべきことは言うまでもない。

市町村内部における情報管理については、かねてより、総務省の『地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン』に基づき、機密性に応じた情報の取扱方法等を定めた情報セキュリティポリシー及び具体的な実施手順（マニュアル）が各地方公共団体で策定されており、各市町村においては、避難行動要支援者個人の秘密を含んだ個別避難計画についても適正な情報管理が行われるよう、改めてこのセキュリティポリシー等の遵守を徹底されるよう配慮されたい。

2 秘密保持義務

改正法第四十九条の十七

第四十九条の十五第二項若しくは第三項の規定により個別避難計画情報の提供を受けた者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他の当該個別避難計画情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者等に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 個別避難計画に記載された個別避難計画情報は、避難行動要